

山口県報

令和 8 年
8 月 14 日
(金曜日)

目次

○告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	三
○公告	三
救急病院の認定(医療政策課)	三
周南都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)	三
山陽小野田都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)	三
○選管告示	四
不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の廃止	四
○公安委告示	四
技能検定員審査の実施	四
教習指導員審査の実施	六

山口県告示第三百十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年八月十四日から同年九月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和八年八月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 UBE株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 UBE株式会社宇部ケミカル工場西地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
変更しようとする事項の内容
- 特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

No. 3 排水口	変更後	変更前	No. 1 排水口	変更後	変更前	排水口	項目
〃	七・六	〃	七	通	水素イオン濃度 (水素指数)	排水の汚染状態の値	排水の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	〃	九・六	大	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	〃
〃	一五・二	〃	二・五	通	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
〃	四四	〃	八	大	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
〃	一六	〃	四	通	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
〃	〃	〃	二五	大	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
〃	〃	〃	三	大	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
〃	一一・二	〃	一・一	通	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
〃	五三	〃	六	大	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
〃	〇・一四	〃	〇・〇五	通	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
〃	〇・六五	〃	〇・二	大	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
四二、九五八・六	四五、三五七・九	〃	六、五〇四・九	通	排水の一日当たりの量 (m ³)	〃	〃

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

中和 処理 施設					種 類	
	処理後		処理前		項 目	
	変更後	変更前	変更後	変更前	通 常 最 大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	〃	〃	〃	七・六	水素イオン濃度 (水素指数)	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	〃	九・六	〃	一二・一	化学的酸素要求量 (mg/l)	
	〃	〃	〃	一五・二	浮遊物質 (mg/l)	
	〃	〃	〃	一三・三	浮遊物質 (mg/l)	
	〃	〃	〃	一六	浮遊物質 (mg/l)	
	〃	〃	〃	七五	浮遊物質 (mg/l)	
	〃	〃	〃	九	浮遊物質 (mg/l)	
	〃	〃	〃	一一・二	浮遊物質 (mg/l)	
	〃	〃	〃	一五・九	浮遊物質 (mg/l)	
	〃	〃	〃	〇・一四	浮遊物質 (mg/l)	
	〃	〃	〃	一・九五	浮遊物質 (mg/l)	
	四、九五八・六		四三、九五八・六	四三、九四六	通 常 最 大	汚水等の一日当たりの量 (m³)
	〃	〃	〃	二、六〇〇	最 大	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水の汚染状態の値並びに汚水の量

七四	変更後	変更前	項目	排水の汚染状態の値	排水の一日当たりの量 (m ³)
〃	七・六	〃	水素イオン濃度 (水素指数)	排水の汚染状態の値	排水の一日当たりの量 (m ³)
〃	九・六	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	〃
〃	一五・二	〃	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
〃	一三・三	〃	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
〃	一六	〃	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
〃	七五	〃	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
〃	一一・二	〃	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
〃	一五・九	〃	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
〃	〇・一四	〃	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
〃	一・九五	〃	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
四二、九五八・六	〃	〃	排水の一日当たりの量 (m ³)	〃	〃

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 5 排 水 口	
変更後	変更前
〃	七・五
〃	〃
〃	一一・四
〃	四〇
〃	五・九
〃	〃
〃	〃
〃	五
〃	四〇
〃	〇・〇五
〃	〇・四五
〃	九、五五四・八一〇、二七〇・六

山口県告示第三百十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年八月十四日

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
光風園病院 下関市長府才川二丁目二番二号 令和一一、八、三一



（二八八）周南都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和八年八月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・五・百七島田市島田駅前線

二 都市計画を変更する土地の区域

光市島田五丁目、島田六丁目、中島田一丁目、中島田二丁目、上島田一丁目、上島田二丁目、上島田三丁目、上島田四丁目、上島田五丁目及び上島田六丁目

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和八年八月十四日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び光市都市政策部都市政策課

（二八九）山陽小野田都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山陽小野田都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る山陽小野田都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和八年八月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画道路三・四・四新開作二軒屋線

二 都市計画を変更する土地の区域

山陽小野田市平成町、高栄三丁目及び高栄二丁目

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和八年八月十四日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課、山陽小野田市建設部都市計画課及び山陽小野田市山陽総合事務所地域活性化室

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画道路三・四・三十六大久保吉田地線

二 都市計画を変更する土地の区域

山陽小野田市大字植生字沖代、大字植生字畑田、大字植生字大小森、大字植生字坂本、大字植生字堤口、大字植生字吉田地及び大字植生字道面

三 変更の内容

位置及び区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和八年八月十四日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課、山陽小野田市建設部都市計画課及び山陽小野田市山陽総合事務所地域活性化室

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田市都市計画道路三・六・十六竜王山西線

二 都市計画を変更する土地の区域

山陽小野田市大字小野田字入道石、大字小野田字下桜ノ木、大字小野田字上若松、大字小野田字神田、大字小野田字田ノ尻、大字小野田字鳥取、大字小野田字二ノ焼野、大字小野田字三ノ介永、大字小野田字本山沖及び大字小野田字二ノ大須恵

三 変更の内容

位置及び区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和八年八月十四日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課、山陽小野田市建設部都市計画課及び山陽小野田市山陽総合事務所地域活性化室



山口県選挙管理委員会告示第八十九号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第五十一号）は、廃止する。

令和八年八月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

山口県公安委員会告示第三十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和八年八月十四日

山口県公安委員会

一 審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

二 審査の期日及び場所

（一）期日 令和八年九月十四日（月曜日）から同月二十五日（金曜日）までの間において山口県公安委員会が指定する日
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和八年八月十七日（月曜日）から同月二十六日（水曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

五 提出書類

（一）技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
（二）次に掲げる審査の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める書面

- 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種） 規則第十七条第一項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種） 以外の審査の種類 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示すること。

七 審査手数料

次に掲げる審査の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める額に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

(一) 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)及び技能検定員審査(準中型) 二万三千七百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千八百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千三百五十円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百五十円を減ずるものとする。

(二) 技能検定員審査(普通) 一万九千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千六百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千二百五十円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	千八百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考

普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

(三) 技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引) 一万四千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	千九百円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百五十円

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

二千四百円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

(四) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種） 二万二千二百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千二百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千七百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百五十円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千六百円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一 九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第三十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり

実施する。

令和八年八月十四日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の期日及び場所

(一) 期日 令和八年九月二十八日（月曜日）から同年十月九日（金曜日）までの間に
山口県公安委員会が指定する日

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和八年八月十七日（月曜日）から同月二十六日（水曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）

(二) 次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれ次に定める書面

1 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種） 規則第十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

2 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種） 以外の審査の種類 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証又は当該

免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示すること。
七 審査手数料

次に掲げる審査の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める額に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

(一) 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)及び教習指導員審査(準中型) 一万五千円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千六百元
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千六百元
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百五十円
備 考	
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百円を減ずるものとする。	
(二) 教習指導員審査(普通) 一万二千円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)	
審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千六百五十円

二 技能教習に必要な教習の技能

千三百円

三 学科教習に必要な教習の技能

千二百五十円

四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識

千三百五十円

五 自動車教習所に関する法令についての知識

千三百五十円

六 教習指導員として必要な教育についての知識

千三百円

備 考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

(三) 教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引) 九千九百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千九百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
備 考	
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千三百五十円を、四及び五に	

掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものとする。

(四) 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種) 一万二千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二百百円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千六百円
備考 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八三ー九七三ー二九〇〇)にすること。